相模原市農業委員会第12回会議議事録

開 会 日 時 令和2年2月27日 午後1時28分

閉 会 日 時 令和2年2月27日 午後3時03分

開催場所 市民会館2階 講習室

出席委員(印)

西山	和秀	8	中里	州克	榎 田	和子
八木	拓 美		市川	忠 孝	藤 村	達 人
關 山	富雄		小 林	康史	髙橋	三 行
古木	清		齋 藤	憲一	天 野	明
江 藤	昭 利		菱 山	喜 章	加藤	正博
阿部	健		八木	健 一		
渋 谷	利雄		金井	睦		

出席委員 18名

欠席委員 1名(8番中里州克委員)

傍聴人 0名

事務局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司 山田彩奈

議事録署名人 議 長	
議席 6番	
議席12番	

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		第 5 回農政運営委員会報告
3		第3回農地あっせん委員会報告
4		第 6 回農地利用最適化推進委員連絡会報告
5	議案第77号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第78号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第79号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第80号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第81号	農用地利用集積計画の決定について
1 0	議案第82号	農用地利用集積計画の決定について
1 1	報告第78号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 2	報告第79号	非農地証明書の発行について
1 3	報告第80号	農地造成工事の完了報告について
1 4	報告第81号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告につい
		τ
1 5	報告第82号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 6	報告第83号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長(八木会長)

ただいまから、相模原市農業委員会第12回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、8番中里州克委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、12番菱山喜 章委員をご指名いたします。

日程1 会務報告

議長(八木会長)

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

事務局(鈴木次長)

それでは、令和2年1月31日から令和2年2月26日までの主な会務につきまして、 報告させていただきます。

初めに、1の会議でございます。

国関係でございます。

2月18日、19日、さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用中研修室5Bで、令和元年度関東農政局管内農地転用許可制度事務研修会が開催されまして、中山副主幹が出席しております。内容につきましては、農地法の概説ほかでございます。

次に、県関係でございます。

2月5日、JAグループ神奈川ビル2階講堂で、令和元年度第2回農業委員会会長・ 事務局長会議が開催されまして、八木会長、相澤事務局長が出席されております。内容 につきましては、令和3年度農地利用最適化の意見等の取りまとめについてほかでござ います。

続いて、2月10日、座間市立市民交流プラザプラっとざま多目的ラウンジにおきまして、令和元年度第2回県央地区事務研究会が開催されまして、中山副主幹が出席しております。内容につきましては、課題研究ほかでございます。

次に、2月18日、シルクセンター地下1階大会議室におきまして、かながわ農業委員会女性協議会研修会が開催されまして、榎田委員ほかが出席しております。内容につきましては、県による女性農業者応援施策説明ほかでございます。

続いて、2月19日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長、榎田委員が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問等についてほかでございます。本市からは報告10件となっております。

続きまして、市関係でございます。

1月31日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第11回総会を行いまして、農業委員18名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、2月7日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答説明会を行いまして、農業委員16名、農地利用最適化推進委員17名が出席されております。内容につきましては、令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答についてでございます。

続いて、2月7日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、第6回農地利用 最適化推進委員連絡会を行いまして、農地利用最適化推進委員16名、農業委員17名 が出席されております。内容につきましては、農地利用最適化推進委員の募集について ほかでございます。

裏面をご覧ください。

2月7日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、第3回農地あっせん委員会を行いまして、農業委員17名、農地利用最適化推進委員16名が出席されております。内容につきましては、令和元年度農地利用意向調査の回答状況についてほかでございます。

続いて、2月14日、神奈川つくい農業協同組合本店3階大集会所におきまして、第40回学校農園経営協議会定期総会が開催されまして、八木会長が出席されております。 内容につきましては、平成31年度協議会活動報告についてほかでございます。この内容につきましては、全員協議会で資料を一部つけさせていただいているところでございます。

続いて、2月17日、市民会館3階第1中会議室におきまして、第5回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員10名が出席されております。内容につきましては、令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和3年度県農地等利用最適化の推進に関する意見についてほかでございます。

続いて、2月20日、市役所本館5階会長室におきまして役員会を行いまして、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

2月16日、神奈川県津久井合同庁舎におきまして、神奈川県津久井合同庁舎新本館 竣工式が行われまして、八木会長が出席されております。

続いて、2月12日、相模原市農業協同組合営農センター会議室におきまして、平成31年度農業研修講座閉校式が行われまして、私、次長が出席しております。なお、この農業研修におきましては、古木委員に講師を務めていただいて、ご尽力いただいているところでございます。

以上でございます。

議長(八木会長)

ただいまの会務報告につきまして、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第5回農政運営委員会報告

議長(八木会長)

続いて、日程2「第5回農政運営委員会報告」をいたします。

菱山委員長から報告をお願いいたします。

委員長(菱山委員)

2月17日に開催いたしました第5回農政運営委員会の結果について、報告させていただきます。

4の議題ですが、(1)令和3年度県農林施策並びに予算に関する要望及び令和3年度県農地等利用最適化の推進に関する意見についてですが、昨年度、県農業会議へ提出した要望、意見をもとに、項目ごとに検討を行い、検討内容については、全員協議会で報告し、次回の農政運営委員会で引き続き検討を進めていくことといたしました。

(2)令和3年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見等の提出の流れについてですが、事務局から、令和2年度の意見提出の流れについて説明がありました。 委員から、都市農業振興ビジョン2025で掲げられている、農業者の役割である市民が農業と触れ合う機会の提供についての意見を検討することの提案がありました。

続いて(3)令和2年度農業委員会の活動スケジュール案についてですが、事務局から、令和2年度の活動スケジュールについて説明がありました。委員から、認定農業者と農業委員会との意見交換会の開催について提案がありました。

その他ですが、事務局から、次回の会議日程について連絡がありました。 以上でございます。

議長(八木会長)

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、以上で第5回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 第3回農地あっせん委員会報告

議長(八木会長)

続いて、日程3「第3回農地あっせん委員会報告」をいたします。 關山委員長から報告をお願いいたします。

委員長(關山委員)

2月27日に行われました第3回農地あっせん委員会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料をご覧ください。

4の議題についてです。(1)令和元年度農地利用意向調査の回答状況についてですが、事務局から、農地利用意向調査の回答状況について説明がありました。農業委員から、自ら耕作する意向の方には、農業委員会として支援が必要であるとの意見がありました。

(2)新規就農者の推移についてですが、事務局から、平成22年度から令和元年度までの新規就農者の推移について説明がありました。農業委員から、新規就農した後の状況について、把握しておく必要があるとの意見がありました。

以上です。

議長(八木会長)

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、以上で第3回農地あっせん委員会報告を終わります。

日程 4 第 6 回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長(八木会長)

続いて、日程4「第6回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。 阿部副会長から報告をお願いします。

委員長(阿部副会長)

2月7日に行われました第6回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。

4の議題についてでございますが、(1)農業委員会事務局職員体制について、事務局から、災害復旧支援に伴う事務局職員1名の市長事務部局への併任について説明がありました。

- (2)農地利用最適化推進委員の募集について、事務局から、嶋村推進委員の辞任に伴う推進委員の募集案内について説明がありました。
- (3)令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和3年度県農地等利用 最適化の推進に関する意見について、事務局から、県へ提出する意見、要望の取りまと めについて説明がありました。意見、要望事項がある場合は、次回の農政運営委員会ま でに事務局へ連絡することとなりました。
- (4)令和2年度総会等会議日程について、事務局から、令和2年度における総会等の会議日程について連絡がありました。
- (5)1月までの活動報告について、委員から特に報告はありませんでしたが、事務局から、農地利用意向調査について、あっせん委員会で説明する旨、連絡がありました。
- (6)その他ですが、事務局から、次回の会議日程について連絡がありました。それから、さがみはら地産地消フォーラムの出席者について確認がありました。

以上であります。

議長(八木会長)

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、以上で第6回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程5 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長(八木会長)

続いて、日程5議案第77号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいた させます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請収受番号3-14及び3-1016は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

収受番号3-14は、所有者が兄へ贈与するための申請です。申請理由といたしましては、所有者は遠方に在住しているため、市内に住む兄に所有権を移転し、管理保全を継続するためのものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、田名の農地、2筆、1,290㎡です。今後の作付は、花卉とサツマイモの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、3筆、2,400㎡で、全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人本人が300日、妻が150日で従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で本庁分を終わります。

事務局(松島所長)

続きまして、津久井事務所管内の1件を説明いたします。2ページをご覧ください。収受番号3-1016は、緑区澤井に住む譲受人が、同じく澤井に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、澤井の畑、1筆、565㎡です。今後の作付は、ユズの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、1,567㎡全て適切に管理されていることを確認しており、取得する農地と合わせて2,132㎡となり、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、世帯員の妻が250日で、要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明 やご意見はございませんか。

収受番号3-14については、中央区担当委員、金井睦委員、よろしくお願いいたします。

14番(金井委員)

今月の24日に現地を見てきました。きれいに防草シートが敷かれていまして、多分、花の苗か何かを並べるようなテーブルの上には若干枯れたようなものがあったんですが、現在のところは特にはないんですけれども、きれいに管理されていて、今後これが継続できるのであれば、特に問題はないと思います。ご検討よろしくお願いします。

議長(八木会長)

続きまして、収受番号3-1016については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番(天野委員)

2月21日、見てまいりました。ここの土地は陣馬山の栃谷コースから約150mぐらい入ったところです。この畑につきましては、よく手入れがされておりまして、傾斜が30度ぐらいあるんです。それで、ユズが全部植わっていました。ですから、問題はないと思われます。

以上です。

議長(八木会長)

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第77号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長(八木会長)

挙手全員。

よって日程5議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長(八木会長)

続いて、日程6議案第78号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいた させます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、3ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請収受番号5-21から5-24及び5-1044から5-1048は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-21については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページから5ページをご覧ください。本庁分を説明します。

収受番号 5 - 2 1 は、貸し人が所有する大野台 8 丁目の農地、5 筆、4,9 6 3 ㎡を、借り人が賃借権で借り受け、資材置き場と駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場が分散しているため、新たに資材置き場及び駐車場を確保し、集約するための申請です。分散した資材置き場は、申請地が使用可能になり次第、売却する予定となっております。 隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入り口を除き、単管鋼板で土留めし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立大野台中学校の北西約10mです。

続きまして、収受番号 5 - 2 2 は、譲受人のワタル建設株式会社が、譲渡人が所有する下溝の農地、2 筆、2,9 1 5 ㎡の所有権移転を受け、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。案内図は4ページをご覧ください。現地の状況については、スクリーンをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在所有している資材置き場がないため、新たに資材置き場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入り口を除き、単管鋼板で土留めをし、雨水については、採石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝古山公園の北東約150mです。

続きまして、収受番号5-23は、譲受人のHasnain International有限会社が、譲渡人が所有する新磯野の農地、1筆、489㎡の所有権移転を受け、車両置き場として転用するための申請です。案内図は5ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在所有している車両置き場がないため、新たに車両置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入り口側を除き、安全鋼板で土留めし、雨水については、採石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は若草こばと公園の北西約320mです。

続きまして、収受番号 5 - 2 4 は、譲受人の中元重機株式会社が、譲渡人が所有する松が丘 1 丁目の農地、1 筆、5 5 1 ㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。案内図は6ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している駐車場が賃借であり、事業の安定を図るため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入り口側を除き、万能鋼板で土留めをし、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、車両出入り口側には、アルミゲート及び金網フェンスを設置いたします。申請地は若葉公園の北東約240mです。

以上で本庁分を終わります。

事務局(松島所長)

続きまして、津久井事務所管内の5件をご説明いたします。5ページから7ページをご覧ください。

初めに、収受番号 5 - 1 0 4 4 は、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1 筆、6 2 0 ㎡を所有権移転して、宅地分譲として転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、宅地分譲するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設ブロック2段から3段積み、新設擁壁で土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は千木良診療所の南東約220mです。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 4 5 は、譲渡人が所有の緑区青野原の農地、1筆、1,7 3 8 ㎡を所有権移転して、太陽光発電設備として転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電設備を設置し、売電するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設土留め矢板及び既設コンクリートブロックで土留めする計画で、雨水は、浸透性防草シート及び土による敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原保育園の南東約220mです。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 4 6 は、貸出人が所有する緑区川尻の農地について、原野地目 2 筆を含む 4 筆の合計面積 1,8 7 9 ㎡のうち、1 8 3.1 8 ㎡に使用貸借権を設定して、仮設進入路として一時転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 9 ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、隣接する山林の造成工事に伴い、仮設進入路とするためです。なお、借受人は、案内図上、 、と表示にある農地においてハウス栽培を計画しておりまして、農作業スペース等の確保のため、山林の造成工事を行うものでございます。農地区分は農用地区域内農地です。隣接地への被害防除につきましては、進入路部分を鉄板敷きとする計画で、鉄板敷きに付着した土砂等を清掃するなど、道路等への土砂の流出防止策を講ずることとしています。申請地は太陽の子幼稚園の南約 1 0 0 mです。

続きまして、収受番号5-1047は、譲渡人が所有の緑区青山の農地、1筆、499㎡を所有権移転して、自己住宅として転用するものです。現地の状況につきまし

ては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設擁壁及び新設ブロック3段積みを設置する計画で、雨水については、雨水浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は緑区役所串川出張所の北約40mです。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 4 8 は、貸出人が所有の緑区川尻の農地、1 筆、1,4 4 8 ㎡に賃借権を設定して、資材置き場として転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在使用している資材置き場が事業規模拡大に伴い手狭となることから、新たに資材置き場を確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板を新設する計画で、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は城山学校給食センターの南約160mです。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明 やご意見はございませんか。

収受番号5-21については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

17番(髙橋委員)

2月17日に、現地調査に行きました。現在、市民農園みたいな形になって区画整理されていて、奥は栗の木が植わっていて、普通の栗林というような形でした。これが約5,000㎡ぐらいで、見てきた後、ここの状況について、こんなことがあるから、こんなことを借り主に要求したらと、許可するときには、やはりそれなりに、まだ立場が少し強いときに何か言っておいたらいいのかなと思いまして、私自身はそういうことをお話ししたつもりですけど、返事が返ってこなかったのは寂しいなと、そんな思いです。でも、ここの地主さんが、第3種農地ですから、畑にしておくよりも収入が多い資材置き場のほうがいいなと考えられれば、ここの場所としては許可相当ということで、仕方がないなと思っています。ただ、先ほど言ったように、大きな面積があるし、また、近隣に、道路を挟んで反対側に中学校があるということで、その辺の防除対策を、もう一度強く要求していただければありがたいなということでございます。

議長(八木会長)

続きまして、収受番号5-22については、南区担当委員さん、お願いいたします。 **3番(關山委員)**

2月17日に、現地を見てまいりました。借受人は資材置き場、駐車場を所有していないということで、新たにこの場所を買うということで、所有権移転という形になっています。農地としては、3反歩ぐらい、1区画で2筆になっていますけど、非常にいい農地で、もったいないくらいですけど、周りを見ますと、金属関係の会社とか駐車場で囲まれてしまって、ここだけ残っている。周りは広い道路で、そういうものに使うにはもってこいの場所なんでしょうけど、農業者としては、所有権移転してしまうのはもったいないなという感じは受けました。先ほどの話ではないですけど、これもやむを得な

いのかなと思います。この件については、私は特に問題はないと思いました。ご審議の ほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(八木会長)

続きまして、収受番号 5 - 2 3 については、南区担当委員さん、お願いいたします。 **1番(西山委員)**

2月19日に、現地視察へ行ってまいりました。このきれいな道路の北側は、今、開発がとまっていますけれども、その南側に面するところです。住宅も建っておりまして、自動車販売業の駐車場ということです。このコンテナは、中身は農機具ばかりが入っていて、工事に入れば移動するということで、ただ、会社で購入されるわけですが、日本の会社ではなくて、外国の方の会社です。そして、こういう方々って、今までよそで見ていると、非常に荒っぽい使い方をされまして、自動車を何台も積んでしまうような扱い方もします。ですから、平置きにして、隣の住宅等に迷惑がかからないような要求もしていただきたいということを申し上げました。場所的にも問題ないところですので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

議長(八木会長)

続きまして、収受番号5 - 2 4 については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

10番(小林委員)

2月23日に、現地を確認してまいりました。以前は木が生えて雑木林のような感じでしたけど、現在はきれいに整地されています。場所ですが、ベジたベーなの前の通りで、ベジたベーなより、もう少し淵野辺のほうへ行った左側のところです。駐車場ということで、重機の車両が7台駐車という計画が出ております。前の道も広いですし、入り口も18mとるということで、特に問題ないかと思います。ただ、入り口以外は3mの万能鋼板を囲うということで、奥のほうに家が並んでいるんですけど、そちら側が朝とかは日が当たらなくなるかなとちょっと懸念いたしますけれども、それ以外は特に問題はないと考えます。ご審議よろしくお願いします。

議長(八木会長)

続きまして、収受番号 5 - 1 0 4 4 については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番(江藤委員)

2月21日に、現地調査に行ってまいりました。ここは千木良地区といいまして、比較的、猿とかイノシシの被害が多いところなんですけれども、国道20号線の南側に位置するところなんですね。ここは比較的、鳥獣被害が少なくて、この絵の右側のすぐ横に、この土地は位置します。向きも南向きで農業には最高の場所ではないかなと思うんですけれども、これもいたし方ないのかなと思います。将来的に、宅地ですから、建物ができるとなると、ここの横のほうに日影ができて、若干、影になるのではないかという心配もありますけれども、南側に向いていますので、担当地区の推進委員に聞いたら、比較的大丈夫ではないかなという話でした。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(八木会長)

続きまして、収受番号 5 - 1 0 4 5 については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

2番(八木委員)

2月24日に、現地視察へ行ってまいりました。もともと不耕作ということで、畑という形ではなかったみたいで、非農地証明の際もここはお伺いしたんですけれども、その際も草刈りはきちんとされていまして、きれいになっていました。場所なんですけれども、JA青野原支所を少し上に行ったあたり、上っていく形になるんですけれども、住宅もさほどなく、畑もほとんどないような状態で、周辺への影響はほとんどないと思われます。問題はないかと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長(八木会長)

続きまして、収受番号 5 - 1 0 4 6 及び 5 - 1 0 4 8 については、城山地区担当の中里委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。中里委員より、2 月 2 2 日に現地確認をしたところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 4 7 について、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番(榎田委員)

2月22日に、現地調査をしてきました。この地図でいきますと、下に横に走っているのが国道でして、ちょうど真ん中辺に串川出張所があります。そこから北のほうへ向かって伸びている道があるんですが、なだらかな山へ向かっていくような道、平らではありませんで、上に向かって上っている感じです。この土地については、北へ上っていくところから左にちょっと入ったところなんですが、道路から畑が2m弱の土手になっておりまして、今、畑はやっていなかったんですけど、畑をやっていたときは、耕作者は、上りおりや肥やしや機械を運ぶだけでも、とても大変だったと思います。この道路のところに、2m弱の土手になっていますので、擁壁を築いて、土砂の流出などを防ぐということです。ここはこれから後も畑には不向きなところですが、ただ、非常に日当たりのいいところなので、津久井はどんどん人口が減っていますけれども、こうやって町田から人が増えてくるというのは、かえっていいのかなという感じもしました。よろしくご審議ください。

事務局(伊藤担当課長)

5 - 2 1 についての補足説明といいますか、先ほどの髙橋委員からのご指摘について、説明させていただきます。3 点ほどありまして、まず、申請地の南側に中学校がございます。ここに接道している道路の幅員が3.6 mぐらい、そういった状況で、資材置き場としてトラックなどが入るだろうけれども、そこら辺の安全確認はどうなんだということが1つ。

あわせて、中学校がありますから、生徒たちの安全確保についても考えているのかというのが 2 点目。

3点目につきましては、約5,000㎡近くある申請地で、大野台中学校側に気持ち傾斜になっているんですね。大雨が降ったときに、その水が大野台中学側に流れるのではないかというご指摘をいただきました。

それに関しての説明なんですけど、まず、出入り口側になる幅員 3.6 mの道路ですが、今のところ、特段、拡幅などする予定ではないんですが、今想定しているのは、大きくて 4 トントラックまでなので、多分、このままの計画でいけるのではないかという

のが1点。

それと、皆様のお手元の資料にはございませんけれども、事業計画書を提出させているんですが、申請人も、中学校、そして、すぐ隣に住宅街があると承知しておりまして、まず、中学校に関しては、登下校の時間は極力出入りを避けるという誓約をいただいています。あと、近隣の住民に対しても、十分な理解を得られるように事業をやっていくと。担当している課に確認したんですが、中学校に関して、通学路という考えは持たないらしいんですね。要は、集団登校しないので、どこを通って来いというのもないらしいんです。ただし、こういった事業が始まるので、一応、担当課から中学校に情報提供するような形をとりました。

3点目の大雨対策に関しては、2%から3%の勾配で、申請地の中央に水がたまるように施工していくということになりました。

以上でございます。

議長(八木会長)

今、事務局より補足説明もいただきましたが、これより質疑に入ります。

17番(髙橋委員)

私のところも5,000㎡という土地のところで、今まで農地なら、別に自然浸透でいいですよ、これは何も開発したわけではないから。でも、開発した、資材置き場あるいは駐車場とか家を建てるとか、ただ、個人の家とかは面積が小さいから、雨が降った後、下水がどうのこうのというのはやらないんですけれども、ある程度の面積になれば、本来ならば、ここのところに雨が降ったら、どこへどのように流れていくか、地形によってどのように流れていくかというのをやって、大体、畑だと何%の水がしみ込むから、何%出るよと、そういう流量計算というのがあるんだね。特に津久井のほうは沢とかがあるから、そういうところに一気に集まって、この間のような大きな災害が起きるわけですよね。ですから、ある程度の面積になったら、うちのところもそうだったけれども、あと1カ所、千何平米、浸透式の防草シートというのはちょっとわからないんですけど、私も防草シートは使っていますけど、浸透してしまったら防草シートになるのかよという思いもあります。今後、その辺をしっかりと見ていかないと、雨対策というのは大切だなということで、皆さんも、そんなところを見ていただければありがたいなと、一応そういう質問をさせていただきました。別に返事をもらおうとは思っていませんけれども。

以上でございます。

16番(藤村委員)

5 - 2 1 の件ですが、5,000㎡、単位を変えれば0.5 ヘクタール、土地はものすごくいいです。残念ながら、ご覧のように、家庭菜園に貸しているような感じです。ただし、やっぱり0.5 反のまとまったいい土地なので、本来ならば、農業委員としては、有効に使いましょうよと言いたいところだよね。この周りの地図、先ほど事務局から道路づけの話があったけど、トラックが入ると、すれ違いができない。住民の権利というのはどこまであるかわからないけど、実際問題、宅地造成したときに、自分たちがセットバックして、わずかかもしれないけど、負担をしているんだよね。実は買ったときに、真ん中のほうの人たちだって、少し割高になっていて、彼らだって車で出たいときに出られないということがある。住民に迷惑をかけないようにやっていますと言うけれども、

本当に説明しているかどうかというのは疑問になる。そういうところは、資材置き場だからいいですよ、資材を置くんだからいいですよと言うけど、守秘義務もあるから、周りにいろいろなことを情報提供しなくてもいいのか。疑問です。

事務局(伊藤担当課長)

今の話ですが、まず、現在、住民たちにどのような説明をしているかとか、どういう状況かというのは、確認していません。それと、この現場が転用されて、地域の方々が迷惑を受けているとか、仮に農業委員会に苦情が来たとすれば、申請人を通して、使用者に、こういう話があったよということで伝えています。現に、今月2件ぐらい、そういうことがありましたし、苦情の連絡が来れば、私たちは動かざるを得ないので、承知しております。

4番(古木委員)

申請理由がほとんど同じなんですよ。農振地区以外は、基本的には誰がどこに売っても構わないよという内容に見えるんだけど、その理由と、あと、実際に、今度は農家から全部、企業に売られる。そうすると、その後はどう使われようが全く関係ないから、農業委員会は関係ないということなんだけど、最初の歯どめがきくような対策が何かないのかなと思うんです。

事務局(伊藤担当課長)

残念ながら、ありません。

議長(八木会長)

ほかにございませんか。

16番(藤村委員)

今のところの別件で。5 - 1046、これだけ見るといいような気もするんだけど、 説明で、土砂搬入を通して、向こう側で何が起ころうと知ったことではないわけだけど、 あそこに土砂を何のために搬入するのか。

事務局(松島所長)

今回の平らなところについてはハウス栽培するときに、作業ヤードが不足してしまうということで、今回、赤く示されているところの下側のご自分の所有されているところを造成すると、地目が山林になっているので、当然、山林に土砂をということになると、他法令としまして、市の土砂残土条例があるんですが、今回、面積的に500㎡を超えない範囲の中で用地をつくるとおっしゃっていますので、土砂のほうにかからないという中で、山林をする目的としても、ご自分の農地の作業をするのにどうしても必要だということで、今回、こういう方で一時転用するという形になっております。

以上でございます。

16番(藤村委員)

了解です。

議長(八木会長)

よろしいですか。

質疑なし

議長(八木会長)

それでは、採決をさせていただきます。 議案第78号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長(八木会長)

挙手全員。

よって日程6議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第79号 農用地利用集積計画の決定について

議長(八木会長)

続いて、日程7議案第79号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいた させます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、8ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第79号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-271及び31-1080は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9ページをご覧ください。案内図は、12ページ及び13ページをご覧ください。本議案については、地権者と耕作者との相対での利用権設定をするものです。 件数は1件、5筆、2,714㎡です。

以上で本庁分を終わります。

事務局(松島所長)

続きまして、津久井事務所管内の1件につきまして説明いたします。10ページをご覧ください。案内図は14ページをご覧ください。整理番号31-1080は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は3年10カ月、件数は1件、2筆、面積は3,050㎡です。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番(藤村委員)

31-1080は三鷹の方なんだけど、どうやって農業をやるんですか。

事務局(松島所長)

現在も寸沢嵐の農地3筆を借りていまして、2,953㎡で利用権を設定しておりまして、露地野菜等を栽培しております。三鷹ということで、距離的には多少ありますけれども、現在もしっかり農業をやっておられる方で、今回、経営規模拡大ということで、新たに設定するものでございます。

以上です。

議長(八木会長)

よろしいですか。

16番(藤村委員)

はい。

議長(八木会長)

ほかにはよろしいですか。

議長(八木会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第79号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長(八木会長)

挙手全員。

よって日程7議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第80号 農用地利用集積計画の決定について

議長(八木会長)

続いて、日程8議案第80号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、12番菱山委員、15番榎田委員には、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

12番 菱山喜章委員 退席 15番 榎田和子委員 退席

議長(八木会長)

それでは、日程8議案第80号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(松島所長)

それでは、11ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第80号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-1081は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件についてご説明いたします。12ページをご覧ください。案内図は15ページ、16ページをご覧ください。整理番号31-1081は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は3年10カ月、件数は1件、4筆、面積は4,597㎡です。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第80号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長(八木会長)

挙手全員。

よって日程8議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、12番菱山委員、15番榎田委員には、ご着席をお願いいたします。

12番 菱山喜章委員 着席

15番 榎田和子委員 着席

日程9 議案第81号 農用地利用集積計画の決定について

議長(八木会長)

続いて、日程9議案第81号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいた させます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、13ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第81号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-272から31-281は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから17ページをご覧ください。案内図は17ページから24ページをご覧ください。本議案は、地権者から旧農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるための申請です。全て新規の申請で、10件、12筆、16,930㎡でございます。

また、この後の議案第82号の説明の中で、旧農地利用集積円滑化団体である相模原市農協については、相模原市農協と説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第81号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長(八木会長)

举手全員。

よって日程9議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第82号 農用地利用集積計画の決定について

議長(八木会長)

続きまして、日程10議案第82号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明 をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、18ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第82号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-282から31-292は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページから24ページをご覧ください。案内図は17ページから31ページをご覧ください。本議案は、相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。全て新規の申請で、11件、22筆、面積は33,298㎡です。

なお、次に読み上げる整理番号は、相模原市農協が中間保有している農地を今回貸し 出すものです。

まず、20ページの31-283のうち、2筆、4,239㎡。

続いて、21ページの31-285、2筆、1,417㎡。

22ページ、31-286の3筆、3.083㎡。

同じく22ページの31-287の1筆、3,340㎡。

23ページの31-288の1筆、3,298㎡。

同じく23ページの31-290のうち、1筆、991㎡。

合計で10筆、16,368㎡です。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番(髙橋委員)

新規参入者が何人か載っているじゃないですか。別に新規参入者が借りるのはいいんですよ。荷造りの施設が足りないとか、言いながらも、また新しく借りるというふうに、規模拡大しているじゃないですか。質問じゃないですけど、まだ余力があるんじゃないと思いました。

以上です。

10番(小林委員)

すみません、それに関していいですか。

議長(八木会長)

はい。

10番(小林委員)

特に大きくやっている31-282、これで6万5,000㎡になると思うんですけ

ど、先ほど髙橋委員が言われました集出荷施設、自宅の裏のほうへ、私も見学へ行きましたけれども、かなりすごい保冷部屋みたいのが2つありまして、あと、ネギの皮むき機ですとか、そういう機械が3台ありまして、とってきて、葉っぱと根っこを切って、ネギの皮をむいて、ここで束ねてという流れでできるようなシステムになっているんです。ほかにもいろいろ創意工夫してあって、個人の農家にしては、すごいのを建てたなという印象がございます。今回、面積を広げたのも、そういうのもできたからというのもあると思いますので、畑を荒らさないように注意して見守っていきたいとは思っております。

以上です。

16番(藤村委員)

今の髙橋さんのは、24ページの31-292、彼が言ったんだよね。それで、土地をどうしているかと彼に聞いたら、JAで使ってくれと言われて、断り切れないとは言っていなかったけど、十分やっていますよと言いつつ、農業の施設がなくて自宅でやっていると言っている。いろいろなお店を見ると、商売として、そんなに悪くはないんだろうけど、何となく手いっぱいみたいな気がしていますね。だから、これはこれでいいんだけど、髙橋さんが言っているようなケアをしないとパンクしてしまうのではないかと、そんな気もします。

4番(古木委員)

今回の貸し出しの人は、農家が4人、新規就農者が4人、特に31-282は8町歩ぐらい借りる形で、ことし初め、ハウスの申請もして、今でき上がっている。今、小林委員が言った中身で、あと、会社組織としてやっていくような本人の意向がある。あと、娘さんが学校を卒業して一緒にやるということで、加工も入ってくるのかなと思います。設備的には、ハウスの設備は約2反で、5本ぐらいハウスがあるかな。水は全部地下水、排水設備もかなり設けてやっている。だから、結構、模範になる姿を彼は描いて、畑をできるだけ集積して、50馬力ぐらいの大型トラクターを持ってやっている。その意味では、相模原でも新規就農のトップ頭で、いろいろなところへ確保して販売しているということも含めて、ぜひ、バックアップしてほしいと。私も彼がなったときからずっと、もう6年ぐらいかな、彼は大津、琵琶湖の近辺で田んぼをやって、奥さんの関係で北海道で田んぼをやって、大型の感覚を持って、できるだけ長い、広い1,300のマルチで、ホウレンソウをつくったり、タマネギをつくったり、ジャガイモのこんな大きいのを学校給食や何かにも、結構、寄与しているかなと。そういう人を増やしてほしいと思うので、ぜひ、皆さんにバックアップしてほしいなと、私は心からそう思っています。

議長(八木会長)

ほかにはよろしいでしょうか。

質疑なし

議長(八木会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第82号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長(八木会長)

挙手全員。

よって日程10議案第82号については、原案のとおり決定いたしました。

日程11 報告第78号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利

用状況の報告について

議長(八木会長)

続きまして、報告案件に移ります。

日程11報告第78号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、25ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第78号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について。農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号の規定により、別紙のとおり農用地の利用状況報告書が相模原市長あてに提出され、その写しが送付されたので報告する。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26ページから28ページをご覧ください。

株式会社トランスポーターの平成30年12月1日から令和元年11月30日までの1年間に関する報告です。

利用権の設定を受けた土地は、中央区田名の2筆、1,374㎡です。

以上で本庁管内の説明を終わります。

事務局(松島所長)

続きまして、津久井事務所管内の1件の報告をいたします。29ページから31ページをご覧ください。

農事組合法人つ組の平成30年1月1日から同年12月31日までの1年間に関する報告です。

利用権の設定を受けた土地は、緑区根小屋の3筆、3,493㎡で、作付はホウレンソウ、生産量は約5.2トンです。

なお、1年以上前の報告となっておりまして、報告が遅くなり申しわけございません。 次期の報告も期間が来ておりますので、こちらは速やかに報告できるようにしたいと考 えております。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いい たします。

16番(藤村委員)

前も聞いたような気がするけど、トランスポーターさんは、これで4年たっていて、 土が悪かったという話でしたか。

事務局(伊藤担当課長)

はい、そのとおりです。今回の更新のときに、農政課を含め、どうしますか、解除することもできますよということは伝えたんですが、あと1年間、農地の管理、草を生やさないようにということで、それは責任を持ってやると言っておりました。

議長(八木会長)

よろしいですか。

16番(藤村委員)

はい。

4番(古木委員)

農事組合法人つ組の面積当たりどのくらい売り上げが上がるのかなと。一応、31ページに生産数量と反の収益量というんですか、一応、生産する量が合計5,239、反当たりの収量が4,500で86%、日経のインデックスに載っていたホウレンソウは今高かったんだけど、一応、キロ329円だった。大体4,500キロあると、176万円の年収になる。これだけではないと思うんですが、会社経営で、かなり厳しいかなと。ただ、150日という日程で2人やっていれば、あと、ほかのものを二毛作、三毛作、うまくやれば500万か600万の収益になるのかなと。そうすると、会社としてはやっていけるかというような感じがしたんだけど、要は今、会社組織、株式会社ではゼロ、農事組合も資本金ゼロで、150日農業をやれば、誰でも会社ができる。一般でいるいるなことを受けてやるよりは、150日、自分で畑を借りて、きちんと届け出をしてやっている形をとれれば、誰でも畑を借りて、買うことができれば、幾らでも、いろいろな仕事ができるかなと。

16番(藤村委員)

この方は自分でもトマトできちんともうけていて、つ組って、仲間でいろいろな活動をするときに使う別のあれですね。だから、170万の売り上げがあれば多分十分、そういう話だったと思うんですけど。

事務局(松島所長)

今回、法人としてのご報告なので、こういった内容になっていますが、ご自身でも生産をされていますので、今回は、つ組としての報告とさせていただいております。 以上でございます。

議長(八木会長)

ほかにございますか。

それでは、以上で日程11報告第78号を終わります。

日程12 報告第79号 非農地証明書の発行について

議長(八木会長)

続いて、日程12報告第79号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(松島所長)

それでは、32ページをご覧ください。報告議案を朗読いたします。

報告第79号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、33ページから36ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内、合計8件です。

非農地の状況の内訳としましては、資材置き場が2筆、建築物の敷地が5筆、駐車場が9筆、山林が1筆、祠、地蔵その他これに類する施設が1筆、道路及び進入路が1筆、位置・面積・形状等から農地利用困難が2筆、合計8件、21筆で、6,439.2㎡です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いい たします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

以上で日程12報告第79号を終わります。

日程13 報告第80号 農地造成工事の完了報告について

議長(八木会長)

続いて、日程13報告第80号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、37ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第80号 農地造成工事の完了報告について。別紙農地造成工事施工完了報告について、農地造成工事指導要綱第12条第1項の規定により検査した結果、承認どおり工事が完了したと認められるため、同条第4項の規定により報告する。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、38ページをご覧ください。

承認番号11-2は、令和元年9月20日に承認を行った農地造成工事で、令和元年11月20日に事務局にて中間検査を行い、令和2年2月3日、地区担当委員さんと完了検査を行い、専決処理したものでございます。今後の作付は、露地野菜を予定しております。工事前、工事完了後の状況は、スクリーンをご覧ください。当該地は、田から畑への転換のため、土壌改良土、赤土と黒土で盛り土をしたものです。工事後の隣接地との境界につきましては、西側は隣地と同じ高さ、東側、南側、北側は鋼板による土留めがされ、被害防除を行っています。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いい たします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

以上で日程13報告第80号を終わります。

日程14 報告第81号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する

調査結果の報告について

議長(八木会長)

続いて、日程14報告第81号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、39ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第81号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第6条第1項第2号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第6条第2項の規定により報告する。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、40ページをご覧ください。横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた 土地、1件、1筆です。

番号38は、2月3日に地区担当委員さんと現地調査をし、雑種地(駐車場)であることを確認いたしました。

本案件は、原状回復命令を発する予定はなしとして、2月7日付で回答したものです。 以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いい たします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

以上で日程14報告第81号を終わります。

日程15 報告第82号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告

について

議長(八木会長)

続いて、日程15報告第82号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、41ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第82号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第7条第1号及び第8条第1号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第6条第2項の規定により報告する。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、42ページから44ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内と津久井事務所管内を合わせて、10件、48筆でございます。現況が農地の筆につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

それでは、以上で日程15報告第82号を終わります。

日程16 報告第83号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ

いて

議長(八木会長)

続いて、日程16報告第83号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、45ページをご覧ください。朗読します。

報告第83号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第7条第2号及び第8条第2号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第6条第2項の規定により報告する。令和2年2月27日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、46ページから48ページをご覧ください。

第4条の届け出件数は、本庁分のみで、15件、21筆です。

続きまして、49ページから53ページをご覧ください。

第5条の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、28件、40筆です。 以上で説明を終わります。

議長(八木会長)

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長(八木会長)

よろしいですか。

以上で日程16報告第83号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第12回総会を終了いたします。